

民営化事業に関する留意事項等における意見・提案一覧表

資料2

項番	基本方針の区分	意見・提案の内容	考え方（対応案）
1	<p>【基本方針】6 - 3 現状における保育内容の継続</p>	<p>保育内容の質の確保 保育の考え方及び内容を文書化し、保育の質を確保</p> <p>【理由】 「個」を大切にしたい子どもの心や成長を保障し、子育て全体を支える子育て支援のできる保育園を保護者が求めている。 公立保育所で、大切にしている保育の考え方及び内容を文書化し、保育内容の引継とし、質の確保を維持する。</p>	<p>本市では、平成19年3月に、「保育計画、手引き」の見直しを行い、公・私連携・協力して、新たに「未来に伸びゆく子どもたちへ - 保育の手引書 - 」を策定しています。</p> <p>また、見直しにあたっての視点として、公私保育所・園が、子どもの人権や個性が尊重され、健やかな成長をめざすという共通の「保育計画」をもち、その上に公立保育所・園に掲げる方針に基づいた保育を展開していくことのできる内容であることを目標にしています。</p> <p>さらに、保育内容を引き継ぐ際には、関連資料の24頁にある各種資料を応募法人に渡しているほか、現在の保育過程や年間指導計画をはじめ、保護者からの同意を得て、個々の保育要録などについても引き継いでいます。</p>
2	<p>【協定書】 第4条第1項第3号 施設長の経験年数</p>	<p>施設長の配置 施設長としての役割については、保育所保育指針にも示されているように、高度な専門性が求められていることから、協定書において、施設長の経験年数としての条件を義務付けているが、このような役割・責務に鑑み、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、「移管先法人は、施設長の配置に最大限の努力を傾注すること」など、移管条件としての検討をお願いしたい。</p>	<p>施設長の配置については、その役割・責務に鑑み、経験年数の条件のほかに、より一層、適切な配置をしていただけるよう、移管条件などを検討します。</p>